

香川県条例第6号

香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(淫行又は猥せつ行為等の禁止) 第16条 略</p> <p><u>(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)</u> 第16条の2 <u>何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第17条の4第1項において同じ。）その他の記録をいう。第24条第11号において同じ。）の提供を求めてはならない。</u></p> <p>(場所の提供及び周せんの禁止) 第17条 略</p> <p>(携帯電話端末等による有害情報の閲覧等の防止措置) 第17条の4 保護者は、法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。第4項において同じ。）を利用しない旨の申出をするとき、又は法第16条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。第4項において同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、これらの申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面（電磁的記録を含む。第3項にお</p>	<p>(淫行又は猥せつ行為等の禁止) 第16条 略</p> <p>(場所の提供及び周せんの禁止) 第17条 略</p> <p>(携帯電話端末等による有害情報の閲覧等の防止措置) 第17条の4 保護者は、法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。第4項において同じ。）を利用しない旨の申出をするとき、又は法第16条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。第4項において同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、これらの申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気</p>

いて同じ。)を携帯電話インターネット事業者等(法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2～4 略

第24条 略

(1)～(10) 略

(11) 第16条の2の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者であって、次のいずれかに該当するもの
ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を求めた者
イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該提供を求めた者

的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。第3項において同じ。)を携帯電話インターネット事業者等(法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2～4 略

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(10) 略

附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。